

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

令和2年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案6件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて審査をいたしております。

それでは、議案第20号 長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所定の改正を行うために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めることについて、その違いは何かとの質疑がなされ、市民課長からは、成年被後見人単独では意思能力を有していないこととみなされるが、後見人が同行することで意思能力を有するとみなすこととなるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、第5条以降の改正は字句の調整ということだが、変更理由は何か、今後、印鑑登録証明書の記載内容が変更になることはあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、本来第5条において説明すべき文言が第6条に

記載されていたため、その文言を移動する改正であり、印鑑登録証明書の記載内容に変更があるものではないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、斎場使用料につき原価及び近隣市町の状況に鑑み、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市致芳児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りについて、官報正誤による訂正手続が行われたことに伴い、所要の規定の整備をするために提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うた

め提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、家庭的保育事業制度ができた背景は何か、また、今後本市において家庭的保育事業所がふえる見込みはあるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、手厚い保育を必要とする年齢の子供を家庭的な環境で保育することが重要との視点と、待機児童対策の視点からこの制度ができたものと考えている。新規事業所がふえることはありがたいが、市内の保育所に勤務している保育士が開業のため退職するとなれば、もとの保育所にも影響が及ぶため、待機児童対策としては厳しい状況となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、給食を自園調理している保育所では、子供のアレルギーに対してどのように対応しているかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、アレルギー対象のものを除いた代替食を提供しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、このたびの条例改正の背景には、連携施設の確保に苦慮しているとの事情があったのか、本市の家庭的保育事業所の連携施設は確保されていると理解してよいのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、都会のほうでは連携施設が見つからず、苦慮していると聞いている。本市の家庭的保育事業所は既に連携施設との協定が結ばれており、代替保育や献立の提供なども受けているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、附則第3条、連携施設に関する経過措置は10年間適用されると理解してよいのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、改正前は制度施行日から起算して5年間としていたが、このたびの改正によりさらに5年間延長し、制度施行日から起算して10年間となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第27号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、現在は支援単位ごとに放課後児童支援員、いわゆる学童クラブ支援員1名と補助員を配置しているが、今後、認定資格研修を受けた支援員を2人配置する考えはあるのか。また、補助員にも県の社会福祉協議会が開催する研修などを受けてもらう考えはないのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、できる限り認定資格研修を受けた支援員をふやし、今後も1名以上配置できる体制を継続していきたい。また、県の社会福祉協議会が開催する研修では、学童クラブ支援員の資格は取得できないが、補助員にも積極的に研修を受けてもらいたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、認定資格研修を受けた支援員と補助員では責任の度合いも異なるため、時給の単価にある程度の差を持たせるべきではないかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、認定資格研修を受けることで、支援員自身が子供とのかかわりに自信を持つことが重要と考えるが、今後は単価を上乘せすることも検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、認定資格は国家資格なのか、本市在住時に一度研修を修了していれば、他県に移っても資格は生きるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、国家資格ではないが、認定は全国共通であるため、他県で資格を有した者も有資格者として扱うことになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、まだ研修を受けていない

みなし支援員に対し、研修を受けるよう積極的に勧奨していくのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、研修を受けるための資格を持つみなし支援員に対し、勧奨していくこととしているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第12号 指定管理者の指定についてから日程第14、議案第28号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第20号 長井市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第25号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第26号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第27号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第28号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長

の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 令和2年3月市議会定例会におきまして、産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第10号 権利の放棄について申し上げます。

本案は、長井市営住宅の使用料の未収金にかかる権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、今後、滞納を極力減らし、今回のような事態を避けるための方策についてどのように考えているかとの質疑がなされ、建設課長からは、債権管理マニュアルを作成し、訪問徴収を徹底するとともに、保証人についても、必要に応じて、その都度責任の確認を行うなど、今まで以上に連絡強化を図っていく。また、全

体の状況について、管理職がしっかりと把握、管理していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく市道本町西1号線の延長による終点の変更及び道路新設工事の完了に伴う2路線について、市道路線として認定するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、金井神1号線について、もともと官地であった場所であるかとの質疑がなされ、建設参事からは、もともとは民地であり、砂防ダム工事に伴う仮設道路として山形県が使用していた場所であるが、今回、本市が用地買収を行い、道路及び水路の整備を行ったものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく市道本町西1号線の延長による終点の変更に伴い、市道路線を廃止するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、最上川こいで河川公園を長井市河川公園として開設するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市営住宅管理条例の